

## 税金クイズ-その1- ~年末調整について~

令和2年9月作成



日本人の多くは給与所得者で、毎月受け取る給与から所得税等が差し引かれています。また、所得税の計算において控除できる一定の項目については年末調整をすることによりその年の所得税を確定することができ、個人が確定申告をしないことができます。今回は年末調整についてクイズ形式で確認してみたいと思います。

### 【問題】

#### ① 生命保険料控除

生命保険料控除は支払った保険料が多いほど控除額も多くなる

#### ② 地震保険料控除

地震保険料控除は証明書があればすべて控除を受けることができる

#### ③ 扶養控除

別居している父母等は扶養控除の対象にならない

#### ④ 配偶者（特別）控除

配偶者がいても配偶者（特別）控除の対象外の場合は配偶者控除等申告書を提出しなくてよい

#### ⑤ 社会保険料控除

国民健康保険を支払った場合には領収書や証明書等を添付する必要がある

#### ⑥ マイナンバー

配偶者等扶養親族のマイナンバーの確認のためのマイナンバーカード等のコピーは添付しなくてよい

### 【答え】

- ① △ 一定額までは保険料に応じて控除額も増えますが、生命保険料控除には限度額があり、「新（旧）生命保険料」「新（旧）個人年金保険料」「介護医療保険料」それぞれ支払保険料が8万円（旧生命保険等は10万円）を超えると控除額は変わりません。
- ② × 地震保険料については本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する居住用家屋等が対象で、アパート等に係るものは対象外です（但しアパート等の不動産所得の必要経費になります）。
- ③ × 別居していても、生計を一<sup>\*</sup>にしていれば他の要件を満たす限り扶養控除の適用を受けられます。 ※具体的には生活費の仕送り等をしている事が必要になります
- ④ ○ 配偶者がいてもそれぞれ仕事をして所得がある場合等、配偶者（特別）控除の適用を受けない場合には提出する必要はありません。
- ⑤ × 国民健康保険についてはその年に実際に支払った金額が控除の対象になりますが、証明書を添付する必要はありません。但し国民年金は証明書を添付しなければ控除の適用を受けられません。
- ⑥ ○ 給与所得者が確認して記載すればよくマイナンバーカードの提示又は写しを添付する必要はありません

今回は以上です。また、クイズ形式のコラムもお届けしたいと思います。

